

定住促進のための住宅取得奨励金について

本市では、子育て世帯等の定住を促進することで、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を取得する子育て世帯等に、住宅取得費として奨励金を交付します。

○住宅の種別ごとの奨励金の額

- (1)新築住宅 50万円・・・自己の居住用に新たに建設し、まだ人の居住の用に供したことの無い住宅
- (2)建売住宅 50万円・・・販売を目的として建設され、まだ人の居住の用に供したことの無い住宅
- (3)中古住宅 25万円・・・人の居住の用に供されたことのある住宅

○加算金 対象世帯が市外から転入した場合は、奨励金の額に、20万円を加算します。

○対象者 対象住宅の所有権を取得した方で、所有権が共有名義の場合は、その持ち分が2分の1以上所有する方とし、次の(1)～(5)の要件を満たす方

(1)住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日現在で、次のいずれかに該当する世帯であること

- ①当該世帯に中学生以下の者がいること
- ②新婚世帯(登記完了日前5年以内に婚姻の届出が受理された夫婦で構成される世帯)であること
- ③子育て世帯または新婚世帯に属する者の父母または祖父母であって、新たに対象世帯と同一の住宅に居住する者であること

(2)奨励金の交付申請者は、取得した住宅の所有者であること

(3)所有者等が登記完了日以後3か月以内に当該住宅の所在地に住民登録をしていること

(4)本人および同一世帯に属する者に市区町村税等の滞納がないこと

(5)本人および同一世帯に属する者が、この奨励金の交付を受けた者または当該交付を受けた者の世帯に属していた者が含まれていないこと

○対象住宅(市内に定住を目的として取得した住宅)

(1)専用住宅(専ら人の居住の用に供する住宅)または居住の用に供する部分(居室、台所、便所、浴室)の延床面積が総延床面積の2分の1以上ある併用住宅

(2)令和2年1月1日以降に、住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した住宅

※次のいずれかに当てはまる場合は、対象住宅になりません。

- ・別荘等の一時的に使用するもの
- ・賃貸、販売等の営利を目的としたもの
- ・既存住宅の増築、贈与または相続により所有権を取得したもの
- ・現に居住し、かつ所有する住宅(奨励金の対象者が対象世帯に属する者の父母または祖父母であって、新たに対象世帯と同一の住宅に居住する者である場合は、当該者が現に居住し、かつ、所有する住宅を除く)を取り壊して、新たに建設したもの
- ・現に居住し、かつ所有する住宅(市内に所在するものに限る)から転居し、新たに所有権を取得したもの

○申請方法

住宅取得奨励金交付申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、対象住宅の所有権の保存または移転の登記が完了した日から起算して6か月以内に申請してください。

申請書等は、本庁3階地域創生課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(1)申請書に添付する書類

- ①戸籍謄本
- ②対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書
- ③併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延床面積等が確認できる書類
- ④対象住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑤市税等納付状況確認同意書または市区町村が発行する世帯全員の滞納がないことを証明する書類
- ⑥共有名義同意書 ※対象住宅が共有名義の場合に限る
- ⑦その他市長が必要と認める書類

問 本庁 地域創生課 地域づくり推進G ☎52-1111 内線385

【中止のお知らせ】普通救命講習会について

毎月第4土曜日に消防本部で実施している救命講習会については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の動向を考慮し、当分の間中止することといたしました。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご了承のほど、よろしくお願いいたします。

問 消防本部警防課 ☎54-0119